

箕輪町ITパスポート取得支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町ITパスポート取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 箕輪町ITパスポート取得支援補助金(以下「補助金」という。)を、予算の範囲内で交付することについて、箕輪町補助金等交付規則(昭和55年箕輪町規則第21号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この交付金は、第4条に規定する町民を対象にITパスポート資格試験(以下「試験」という。)の受験費用相当額を交付することにより、DX推進下において社会人共通に求められるデジタル基礎知識の習得を図り、ひいては今後訪れる超スマート社会に柔軟に適応できる人材を育成することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ITパスポート 情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)に基づき、経済産業大臣が行う情報処理技術者試験の一試験区分として設定されている国家資格をいう。
- (2) 超スマート社会 内閣府の「第5期科学技術基本計画」で説明されている「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かくに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会」のことをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、町税等に滞納のない者
- (2) 試験の合格を証する書類の写しを提出できる者

(補助金の交付決定)

第5条 補助金額は、試験受験料相当額の7,500円とし、交付は1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箕輪町ITパスポート取得支援補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）試験の合格を証する書類の写し

（2）本人確認ができる書類の写し

2 前項の規定による申請は、試験合格の日が属する年度内に行わなければならない。

（交付の決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に通知するものとする。

（交付の取消し等）

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が虚偽その他の不正な手段によって交付金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その金額を返還させることができる。